平成２４年（フ）第３６８５号
大阪府吹田市岸部北２丁目19番18―106号
債務者　阪本　　雅
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７００号
大阪市港区三先１丁目17番２―509号
債務者　不動　　稔
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７３４号
大阪府高槻市郡家新町19番24号
債務者　上尾　広行
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７６５号
大阪市浪速区恵美須東１丁目６番４号サンシャイン池商701号、前住所堺市北区東雲東町１丁９番28号
債務者　嶋田　　修
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７８０号
大阪市西成区橘１丁目４番22号マンションアルファ501号
債務者　松井　光一
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７８１号
大阪市浪速区浪速東２丁目７番15―802号、前住所大阪市浪速区日本橋西１丁目７番27―413号
債務者　武田　幸治
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２号
広島県三次市三良坂町三良坂461―113―５、前住所広島市安佐南区長束５丁目19番３号
債務者　塚尾　　勝
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第１７２号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷18番地14
債務者　原田千香子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
長崎県長崎市西山台１丁目１番29―601号
債務者　本多由利恵
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１０号
仙台市青葉区中江１丁目13番18号　コーポ泉201、従前の住所仙台市若林区新寺３丁目２番５号　戸田コーポ１Ｆ
債務者　栗原　和夫
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４２４号
仙台市青葉区川平３丁目34番６―303号、従前の住所仙台市泉区南中山３丁目36番地の13
債務者　福田　光宏
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４３０号
仙台市太白区西多賀３丁目５番23―407号
債務者　沼田　幸江
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４３８号
宮城県名取市増田５丁目３番21号　さくらコーポ201号、従前の住所東京都品川区東大井３丁目４番11号　ポートハイツ501
債務者　野田　慶一
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４４６号
仙台市若林区今泉１丁目９番79号
債務者　角田　　彩
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４８号
福島県いわき市久之浜町久之浜字南畑田53番地　パンプキンハウス203、前住所福島県いわき市常磐下湯長谷町３丁目19番地　Ｄ棟
債務者　大和田勝広（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第１３７号
茨城県水戸市末広町３丁目４番３―502号　ヴァンアーデル
債務者　三浦　宏光
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２２１号
茨城県笠間市鴻巣564―３　ベルハウスＢ―201、住民票上の住所茨城県笠間市住吉1274番地３
債務者　金澤　光太
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
水戸地方裁判所